

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（案） 概要

総務省自治行政局福利課

1. 改正の内容

(1) 資格取得届書における個人番号の記載の徹底

- 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号。以下「施行規程」という。）第 93 条第 1 項においては、組合員の資格を取得した者は、氏名、生年月日、性別、住所等のほか、個人番号及び基礎年金番号を記載した組合員資格取得届書を所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならないとした上で、同項ただし書きにより、組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受けることができるときは個人番号を当該組合員資格取得届書に記載することを要しないこととされている。
- 今回、組合員等の資格取得届における個人番号の記載の徹底を図るため、このただし書きを削除する等、所要の規定の整備を行う。

(2) 年金の裁定請求書における個人番号の記載の徹底

- 厚生年金保険給付等に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）に定めるところによるものとされ、老齢厚生年金等について裁定を受けようとする者は、個人番号又は基礎年金番号を記載した裁定請求書を、日本年金機構に提出しなければならないこととされている。
- また、組合員であった場合は、施行規程第 120 条第 1 項において、当該規則の規定を読み替え、個人番号又は基礎年金番号を記載した裁定請求書を、組合に提出しなければならないこととされている。
- 今回、老齢厚生年金等の裁定請求書においても個人番号の記載の徹底を図るため、施行規程第 120 条等を改正し、老齢厚生年金の裁定請求書においても個人番号及び基礎年金番号を記載することとする等、所要の規定の整備を行う。

2. 公布日等

公布日：令和 5 年 9 月下旬（予定）

施行日：令和 5 年 9 月下旬（予定）